

障害者雇用状況整理表(調査基準日:直前の6月1日現在)

区 分	全体		うち県内における雇用状況	
(1) 常用雇用労働者の数 ※ 障害者雇用の有無に関わらず必須項目		人		人
(2) 1－除外率 ※ 障害者雇用の有無に関わらず必須項目	1－除外率「 0% 」			
(3) 算定基礎となる労働者数 ((1)×(2)、端数切捨て)	0	人	0	人
(4) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				
ア 重度身体障害者の数		人		人
イ 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人		人
ウ 重度身体障害者である短時間労働者の数		人		人
エ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人		人
オ 身体障害者の数 (ア×2+イ+ウ+エ×0.5)	0.0	人	0.0	人
カ 重度知的障害者の数		人		人
キ 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人		人
ク 重度知的障害者である短時間労働者の数		人		人
ケ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		人		人
コ 知的障害者の数 (カ×2+キ+ク+ケ×0.5)	0.0	人	0.0	人
サ 精神障害者の数		人		人
シ 雇入又は手帳取得から3年以内の精神障害者である短時間労働者の数		人		人
ス シに該当しない精神障害者である短時間労働者の数		人		人
セ 精神障害者の数 (サ+シ+ス×0.5)	0.0	人	0.0	人
(5) 計 ((4)のオ+(4)のコ+(4)のセ)	0.0	人	0.0	人
(6) 雇用率 ((5)/(3)×100)	0.0	%	0.0	%

※1 除外率は、右の除外率表をご確認ください。なお、除外率表に当てはまらない場合は、(2)に除外率「0%」を記入すること。

※2 複数の事業により異なる除外率が適用される場合は、実態に合わせて(3)・(6)を記入すること。(編集可能)

例) 貨物運送取扱業(除外率:百分の五)と建設業(除外率:百分の十)の事業を行っている場合

(2)には 1－除外率「5・10」を入力、(3)には人数「貨物運送取扱業の人数×0.95+建設業×0.9」を入力、(6)には雇用率「(5)/(3)×100」を入力

障害者雇用状況整理表 作成方法

(調査基準日：直前の6月1日現在)

(1) 常用雇用労働者の数

常用雇用労働者とは、次のように1年以上継続して雇用される者をいいます。
ただし、1 週間の所定労働時間が30時間未満である場合は、常用雇用労働者には含まれません。

ア 雇用期間の定めのない労働者

雇用期間の定めがなく雇用され、一般に正職員・正社員と呼ばれている者

イ 一定の期間を定めて雇用されている労働者及び日々雇用される者で、その雇用期間が反復更新されることにより、アと同様の状態にあると認められる者

なお、常用雇用労働者の数の記入に当たっては、次の労働者の取扱いについて、注意してください。

・出向中の労働者

出向中の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。

※ いずれの事業主の労働者として取り扱うかは、雇用保険の取扱いにおいていずれの事業主の被保険者としているかによって判断することとして差し支えありません。

・パートタイム労働者

いわゆるパートタイム労働者については、重度身体障害者等を除いては、雇用保険の一般被保険者として取り扱われている場合にのみ、常用雇用労働者としてください。

(2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数である常用労働者の数

常用雇用労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者の方の雇用状況を記入してください。

ア 身体障害者及び重度身体障害者

身体障害者とは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者及び7級に掲げる障害が2以上重複している者をいいます。

また、重度身体障害者とは、このうち1級又は2級とされる者及び3級に該当する障害を2以上重複している者をいいます。

イ 知的障害者及び重度知的障害者

知的障害者とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害者と判定された者をいいます。

また、重度知的障害者とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。

具体的には、次のいずれかに該当する者です。

- ・療育手帳で程度が「A」とされている者
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から、療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書をもっている者
- ・障害者職業センターにより、重度知的障害者と判定された者

ウ 精神障害者

精神障害者とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。

(3) 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の数

短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が20 時間以上30 時間未満であり、かつ、1 年以上引き続き雇用されることが見込まれる者をいいます。

重度身体障害者又は重度知的障害者である場合には、短時間労働者でもその人数を記入欄「ウ」又は「ク」に記入してください。

(4) 雇入又は手帳取得から3 年以内の精神障害者である短時間労働者の数

次に該当する精神障害者である場合には短時間労働者でもその人数を記入欄「シ」に記入してください。

- ① 提出直前の6月1日の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者
- ② 提出直前の6月1日の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者

ただし、上記①、②に該当した場合でも、次のア、イに留意が必要です。

ア 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主(※)に再雇用された場合は、「シ」に含まれません。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなします。

イ 療育手帳を交付されている者が、雇入れ後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。

除外率表 (この表に掲載されていない業種には、除外率が適用されません。)	
除外率設定業種	除外率
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む）	百分の十
港湾運送業 警備業	百分の十五
鉄道業 高等教育機関 医療業 介護老人保健施設 介護医療院	百分の二十
林業（狩猟業を除く。）	百分の二十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の三十
特別支援学校 （専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の三十五
石炭・亜炭鉱業	百分の四十
道路旅客運送業 小学校	百分の四十五
幼稚園 幼保連携型認定こども園	百分の五十
船員等による船舶運航等の事業	百分の七十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）において分類された業種区分によるものとする。	